

第30回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和6年7月5日 午前 9時30分
 閉会の日時 令和6年7月5日 午前10時11分
 開会の場所 市役所第二庁舎 201会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美	○		
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆	○		
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子	○		
6	廣 瀬 淳		○	
7	岸 正 二	○		
8	田 中 修 之	○		
9	石 田 恵 治	○		
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保	○		
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一	○		
18	石 田 玉 枝	○		
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第20条の規定による出席者

	齋 藤 光 男	○		農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信		○	農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄	○		農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真	○		農地利用最適化推進委員班長

議事録署名委員	議席 2 番	高橋 昭彦	委員
	議席 4 番	齊藤 由香	委員

議事参与が制限された委員数 3 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	福田 順夫	
	統括主幹	(農地調整係長) 中野 智也	
	統括主幹	(農業振興係長) 池田 恵美	
	主 任	大澤 由香里	

令和6年7月5日

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

皆さんおはようございます。始まる前に、ご協力願います。会議に支障をきたすため携帯電話等はマナーモード又は電源を切ってください。

それでは、令和6年度第30回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆さまのご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思います。

ただいまの出席委員は19人中18人で、会議は成立しました。

なお、議席番号6番廣瀬淳委員から欠席の届出がございました。

さっそくですが、議事に入ります。

まず、「議事日程第1 会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定いたします。

続きまして、「議事日程第2 議事録署名委員の指名」を議題とします。議事録署名委員に議席番号2番高橋昭彦委員、議席番号4番齊藤由香委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、高橋昭彦委員と齊藤由香委員に決定いたしました。

続きまして、「議事日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規

定による通知について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページから4ページをお願いします。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の8件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡し
の時期は、記載のとおりであります。
以上で、報告第1号の説明を終わります。

議長 事務局の報告が終わりました。
質疑等がございましたらお願いします。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
続きまして、「議事日程第4 報告第2号 農地使用貸借合意解約通知について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号をご説明いたします。
報告書の1ページから4ページをお願いします。
農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたので、ご報告いたします。
届出は記載の8件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日、土地の引き渡し
の時期は、記載のとおりであります。
以上で、報告第1号の説明を終わります。

議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第5 報告第3号 農地法第3条の3第1項の 規定による届出について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第3号をご説明いたします。 報告書の7ページから8ページをお願いします。 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理 しましたので、ご報告いたします。 届出は記載の4件で、表頭の左から番号、受付年月日、住所、届出 者、土地の表示及び面積、権利を取得した日、権利を取得した事由は、 相続、取得した権利の種類は、所有権であります。 以上で、報告第3号の説明を終わります。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 (「なし」の声あり)
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、「議事日程第6 報告第4号 制限除外の農地等移動通 知について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号をご説明いたします。 報告書の9ページをお願いします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたので、

ご報告いたします。

届出は記載の2件で、表頭の左から番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期、転用目的は、記載のとおりです。

以上で、報告第4号の説明を終わります

議 長

事務局の報告が終わりました。

質疑等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、「議事日程第7 報告第5号 農地転用申請に伴う現地調査について」を議題とします。

それでは、渋川、伊香保地区を青木明雄第1班長、子持、赤城、北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木明雄第1班長、お願いします。

10 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年6月27日に実施しました、第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告をいたします。参加者は、高橋委員、田中委員、野村委員と私、青木。事務局は、中野係長、大澤主任の計6名で実施しました。

渋川、伊香保地区の今回の許可申請は、第5条による許可後の計画変更申請が1件、第5条による申請が9件、合計10件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに5条の計画変更申請であります。

7ページをご覧ください。

申請番号1番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。

9ページをご覧ください。

申請番号5の1番の現地は、東は河川、西と南は道路、北は一体利用する宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の2番の現地は、東は雑種地、西と南は一体利用する雑種地、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われます。

10ページをご覧ください。

申請番号5の3番の現地は、東は宅地、西は宅地と雑種地、南と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の4番の現地は、東と南は一体利用する転用許可済地、西

は宅地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

11ページをご覧ください。

申請番号5の5番の現地は、東は水路、西と北は道路、南は田となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西は雑種地と田、南は田、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

12ページをご覧ください。

申請番号5の7番の現地は、東と西は畑、北と南は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の8番の現地は、5条の計画変更申請、番号1番の現地と同じですので、省略させていただきます。

申請番号5の9番の現地は、東は道路、西は宅地、南は宅地と山林、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

13ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東と西は宅地、南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班渋川、伊香保地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、齊藤由香第1班長、お願いします。

4 番

着座にて説明させていただきます。

令和6年6月27日に実施しました、第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告をいたします。参加者は、青木洋一委員、奈良委員、角田委員、飯塚委員と私、齊藤。事務局は、池田係長、都丸会計年度任用職員の計7名で実施しました。

今回の子持、赤城、北橘地区の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が3件、合計4件でありました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の1番の現地は、東は一体利用する宅地、西は道路、南は

一体利用する宅地と道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

次に5条申請であります。13ページをご覧ください。

申請番号5の10番の現地は、東は水路、西は宅地、南は宅地と雑種地、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の11番の現地は、東と南は畑、西は道路、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われます。

申請番号5の12番の現地は、東と西は宅地、南は畑、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われます。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で第1班子持、赤城、北橘地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

17 番

はい、議長。17番青木。

議 長

はい、17番青木委員。

17 番

先ほどの報告で、5の10番とか5の11番、5の12番がダブっていると思われましたけれども。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

私の作成いたしました現地調査資料の5の10番、5の11番、5の12番。こちらは第1班の子持、赤城、北橘地区のものでしたが、私の手違いで渋川、伊香保地区の方に記載をしてしまったものですので、青木班長から報告していただいた5の10番、5の11番、5の12番については、齊藤班長の班の報告ということにさせていただければと思います。大変申し訳ございませんでした。

議 長

他にございますか。

(「なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 以上で現地調査報告を終わります。 続きまして、「議事日程第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。 申請番号3の1番から11番の11件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい、農地調整係長。
事務局	ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。 議案書の1ページから3ページ関連です。 議案書の1ページをお願いいたします。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。 申請番号3の1番から11番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。 申請番号3の1番及び2番は、農業経営規模拡大のための申請となります。 なお、譲受人所有の農地を確認したところ、八木原及び半田地内の畑3筆において、農地の一部に未届けの農業用施設が設置されておりました。6月19日に申請代理人に確認したところ、農振農用地区域内であるため、農政課へ用途変更の手続き中であり、8月中旬ごろの許可見込みであるとの回答がありました。 農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人または世帯員等の農地のすべてにおいて耕作を行うと認められることと定められています。 つきましては、譲受人に是正の意思はありますが、現段階では農地のすべてについて耕作を行うと認められないことから、不許可相当であると思われます。 申請番号3の3番及び2ページの3の4番から3の7番の5件につきましては、すべて農業経営規模拡大のための申請となります。 それぞれ譲受人、譲渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。 3ページをお願いします。 申請番号3の8番は、農業経営規模拡大のための申請となります。

なお、譲受人所有の農地を確認したところ、上白井地内の畑3筆において、農地の一部に未届けの農業用施設が設置されておりました。

農地法第3条第1項の規定による許可をするには、同法第3条第2項第1号において、譲受人または世帯員等の農地のすべてにおいて耕作を行うと認められることと定められています。

つきましては、現段階では農地のすべてについて耕作を行うと認められないことから、不許可相当であると思われます。

申請番号3の9番から11番の3件につきましては、すべて農業経営規模拡大のための申請となります。

それぞれ譲受人、譲渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の1番から11番の11件について審議します。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

申請番号3の5番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長

それでは、申請番号3の5番について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第1号、申請番号3の5番については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号3の5番については、議案のとおり許可することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

(関係委員着席)

議 長 それでは、申請番号3の5番を除く、3の1番から11番の10件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第1号、申請番号3の5番を除く、3の1番から11番の10件のうち、許可見込みが確認できない、3の1番、2番、8番の3件については保留とし、3の3番から7番及び9番から11番の7件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号3の5番を除く、3の1番から11番10件のうち、許可見込みが確認できない、3の1番、2番、8番の3件については保留とし、3の3番から7番及び9番から11番の7件については、許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号4の1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号4の1番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号4の1番は、上下水道施設が埋設されている道路に面し、かつ、500メートル以内に2つ以上の公共公益施設が存在していることから、農地区分は、第3種農地と判断されます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。
よろしくご審議の程お願いいたします

議 長 事務局の説明が終わりました。申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番の1件については許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号1番の1件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号1番につきまして、申請人の住所、氏名等、土地の表示、転用目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請番号1番は、変更前申請人は、一般住宅用地として、農地法第5条の規定による許可を受けましたが、住宅資金計画等の遅れにより計画を実行できませんでした。

変更後申請人は、申請地を一般住宅用地として計画するものであり、

両者の話し合いが整いましたので、全部承継したく計画変更申請するものです。

なお、本案件は、第5条の申請が併せて提出されております。

以上で、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の説明を終わります。

よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

これより、申請番号1番の1件について、審議します。

質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号1番の1件については、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。

続きまして、「議事日程第11 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、処分の決定を求めます。

申請番号5の1番から12番の12件を上程し、審議いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。

議案書の9ページから13ページ関連です。

議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から12番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、

第3種農地と判断されます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の2番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は、第2種農地と判断されます。なお、申請地は6月27日の現地調査において既に農地以外の利用がされていたため、代理人を通じ、置かれている資材等の撤去を依頼し、7月4日に事務局において撤去済みであることを確認しております。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の3番及び4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と判断されます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の5番は、市街化が見込まれる、市街地に近接する区域内にあり、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満の農地に該当すると思われ、農地区分は、第2種農地と判断されます。

申請番号5の6番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と判断されます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われ、農地区分は、第2種農地と判断されます。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域内の農地であることから第1種農地と判断されますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の9番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は、第3種農地と判断されます。なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

13ページをお願いいたします。

申請番号5の10番、11番は、農業公共投資がある区域内の農地であることから第1種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、第1種農地の不許可の例外に該当すると判断されます。

申請番号5の12番は、公共施設（北橘行政センター）から500メートル以内のところに位置しており、農地区分は第2種農地と判断されます。

以上で、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長	事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から12番の12件について審議します。質疑のある方はお願いします。 はい。質問が無いようなので、一件いいですか。 5の10番の譲受人についてですが、過去に展示場を作るという申請に許可をしたら、その後転売されていて、それが駐車場だったと。過去そういった経緯があるんですけど、貸露天駐車場用地として利用したいということで、貸しがどういう部分の貸しなのか教えていただきたい。
事務局	はい、議長。農地調整係長。
議 長	はい。農地調整係長。
事務局	こちらは譲受人が申請をしていますが、自身が役員を務める会社に貸すという内容になっています。
議 長	さっきも言ったように過去に展示場です、ということで許可を出していたら三ヶ月もしない内に転売されて、ということがあります。なので、それはどうなのかと。疑義が出てきますよね。転用目的外の使用が簡単に出てきますよ。
事務局	資材置場や駐車場におきましては、今年度4月1日から制度改正がありまして、以前よりもより厳しく判断されることになりました。 転用の進捗や完了報告について、転用事業が完了してから3年間、引き続き報告義務が課せられるようになりました。その間に今回の申請地以外の転用目的で使われた場合には、罰則や、その後の申請で許可を受けられないという判断をされる場合もありますので、以前よりも、転用申請に係る報告についてはより強化されているものとなります。 引き続きしっかりと監視、確認していきたいと考えています。
議 長	事務局サイドだと許可することが妥当だろうということなんですけど、疑問が生じたところに簡単に許可していいのかなと思うわけです。 過去には、疑念が生じた申請人に対しては一度保留にして、じっくり判断した案件も多々あると思うんですけども、そのへんいかなものかなと。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい。事務局長。

事務局 補足ですが、先ほど農地調整係長がお伝えしたとおり、農林水産省から、令和6年4月1日から資材置場等今回の駐車場のような恒久転用については、まず最初転用許可後に3ヶ月ごとに報告をあげてもらって、転用後3年間、6ヶ月ごとに目的通り使われているか必ず報告をあげるということを条件に許可をすることになりました。

許可書にもそれを記載して、許可書を渡す時には注意書きもお渡しします。

違反した場合については、県や国等と連携して対応していきたいと思っております。以上です

議 長 そういうことであれば、やむを得ないと思いますけども。他に何か質問がございますでしょうか。

13 番 はい、議長。13番斉藤。

議 長 はい、13番斉藤委員。

13 番 はい。先ほどの展示場が転売されていたということなんですけども、それは何年前くらいのことなんですか。

議 長 3年前くらいです。そんなに前じゃない。

13 番 そんなに前じゃないんですね、総会で許可した記憶だけあったので。

議 長 そういう転売は、完全に転売だと思うんですね。

13 番 今の法律の話だと3年間という期間があるということであれば、先ほどの転売されてしまったものが3年以内であるならば、なんとなく引っかかりがあるような気がしました。

議 長 一応問題ないと思うんですけども、そのへんのところで注意しなければならいかなということで提案させていただきました。

他に何かございますか。

(「なし」の声あり)

議 長 では、事務局の説明が終わりました。申請番号5の1番から12番の12件について、審議します。審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。

始めに、申請番号5の5番を審議しますので関係する委員は退席をお願いします。

(関係委員退席)

議 長 それでは、申請番号5の5番について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、3,000平方メートルを超える案件の申請番号5の5番については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するため許可相当とすることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認め、申請番号5の5番については、群馬県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取した結果、問題ない場合は渋川市農業委員会会長専決規程第2条第1項の規程により許可書を交付することに決しました。
それでは、退席している委員は席にお戻りください。

議 長 (関係委員着席)

それでは次に、申請番号5の5番を除く申請番号5の1番から12番の11件について、審議します。質疑のある方はお願いします。

議 長 (「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。
お諮りします。申請番号議案第4号、申請番号5の5番を除く申請番号5の1番から12番の11件については、許可することでご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、申請番号5の5番を除く申請番号5の1番から12番の11件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、「議事日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、議決を求めます。

事務局	事務局の説明をお願いします。
議 長	はい、議長。事務局長。
事務局	はい、事務局長。
	ただいまご上程いただきました、議案第5号、農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。 15ページから18ページであります。 内容について、ご説明いたします。 この農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て定めることとなります。 今回の計画決定に伴う対象農地は、渋川、子持、赤城、北橘地区における農用地利用集積計画であります。 なお、この計画概要の公告は、令和6年8月1日を予定しております。 計画概要につきましては、15ページに記載のとおり、利用権設定に係る合計は、渡人（所有者）が20人、受人（借受人）が19人、筆数が60筆、面積は62,932.00平方メートルです。この個別の内訳は、16ページから18ページの総括表に記載のとおりであります また、この計画につきましては、従前の例による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定の各要件を満たしているものと考えております。 以上で議案第5号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださりますよう、お願いいたします
議 長	事務局の説明が終わりました。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議を分けて対応させていただきます。
	まず始めに、利用権設定総括表番号55番から57番の3件について審議しますので関係する委員は退席をお願いします。
議 長	（関係委員退席）
	それでは、番号55番から57番の3件について、審議します。 質疑のある方はお願いします。
議 長	（「なし」の声あり）
	質疑なしと認め質疑を打ち切ります。 お諮りします。番号55番から57番の3件については、議案のとおり

認めることで、ご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、番号55番から57番の3件については、承認することに決しました。

それでは、退席している委員は席にお戻りください。

議 長

(関係委員着席)

続きまして、番号55番から57番の3件を除く、番号1番から60番の57件について、審議します。

質疑のある方はお願いします。

議 長

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め質疑を打ち切ります。

お諮りします。番号55番から57番の3件を除く、番号1番から60番の57件については、議案のとおり認めることで、ご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、番号55番から57番の3件を除く、番号1番から60番の57件については、承認することに決しました。

以上をもちまして、第30回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会 <午前10時11分>